

3. 長期給付事業

昭和48年度の長期給付関係の執行状況は、次のとおりである。

(1) 退職年金について

① 年金の進達件数

進達件数は、次のとおりである。

退職年金	減額退職年金	通算退職年金	廃疾年金	遺族年金	計
320件	14件	5件	5件	64件	408件

② 年金額の改定

昭和48年度における「昭和42年度以後における地方公務員等共済組合の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律」等の関係法律は、9月1日公布され、10月1日から施行された。

その主な内容は次のとおりである。

ア. 年金年額の増額

昭和46年度および昭和47年度における公務員給与の改善率11.7%および10.5%に基づいて、昭和45年度以前の退職に係るものについては23.4%、昭和46年度の退職に係るものについて10.5%それぞれ増額する。

イ. 70才以上の高齢者、妻子等に対する優遇措置

長期実在職した70才以上の者の退職年金等、並びに70才以上の者および70才未満の妻、子又は孫が受ける遺族年金について、その仮定俸給を4号俸を限度として引上げ、これに上記アの率を乗じ年金額を改定する。

ウ. その他の主な改正

(ア) 退職年金、廃疾年金および遺族年金の最低保障額の引き上げ。

(イ) 外国特殊機関職員期間の通算要件の緩和。

(ロ) 教育公務員の勤続加給条件の緩和。

(ハ) 準教育職員期間の完全通算

(ニ) 遺族年金の受給資格年限を1年にするとともに組合員期間10年未満の者の配遇者が遺族に該当するためには、生計維持関係を具備する必要があること。

(ホ) 掛金未納期間についても、当該期間が一定の要件

に該当する場合には、条例職員期間又は旧長期組合員期間に該当するものとする。

(2) 退職一時金について

支部が決定した退職一時金の給付概況は、次のとおりである。

退職一時金	遺族一時金	計
155件 24,537,080円	1件 227,605円	156件 24,764,685円

4. 恩給および退職手当

(1) 恩給の支給および受給者の管理

昭和48年度において、恩給等の裁定を受けた者および死亡その他の事由で恩給権を失った者の概数は次のとおりである。

恩給種別	裁定	失権
普通恩給	0人	78人
扶助料	32	45
退隠料	0	2
遺族扶助料	0	0
計	32	125

昭和47年度における支給人員及び支給額の概数は次のとおりである。

学校種別	普通恩給		扶助料		退隠料		遺族扶助料		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
小学校	1,468人	542,453,752円	788人	154,800,978円	35人	9,931,223円	4人	510,122円	2,295人	707,696,076円
中学校	401	198,041,912	142	33,997,506	23	6,273,359	4	427,538	570	238,740,315
盲ろう学校	2	832,387	6	1,946,633	1	45,725	—	—	9	2,824,745
高等学校	—	—	—	—	9	3,378,135	3	593,199	12	3,971,334
教育委員会 その他	53	14,337,086	37	5,878,610	3	625,781	2	228,672	95	21,070,149
計	1,924	755,665,137	973	196,623,727	71	20,254,223	13	1,759,531	2,981	974,302,618